

日医発第 1872 号 (情シ)

令和 4 年 12 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事

長島 公之

(公印省略)

**オンライン資格確認システム導入補助金を受ける場合は、
経過措置の対象であっても、早急なリーダー申し込みが必要です**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認について、12 月 23 日の中央社会保険医療協議会（以下、中医協）にて、義務付けの経過措置が決定された旨、日医発第 1864 号(情シ)(保険)「オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について」にてお知らせしておりますが、その中でも急ぎ対応が必要なものについて本文書にてお知らせいたします。

■カードリーダーの申し込みのお願い

12 月 23 日に行われた中医協にて、オンライン資格確認システム導入について経過措置が定められました。

経過措置の対象であっても、拡充された補助金（上限、病院 210 万円、診療所 42.9 万円）を希望する場合は、12 月末までのカードリーダーの申請、令和 5 年 2 月末までに業者との契約が必要となりました。一部導入に経過措置も設けられましたが、経過措置の対象であっても補助金を申請するためには 12 月末までのカードリーダーの申請および 2 月末までの業者との契約が必要です。

- a. 令和 4 年 6 月 7 日～同 12 月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込む
- b. 令和 5 年 2 月末までにシステム事業者と導入に関する契約を締結する
- c. 令和 5 年 3 月末までに事業を完了させる（＝導入を完了させる）（経過措置適用の場合は期日が延長されます）
- d. 令和 5 年 6 月末までに交付申請を行う

このうち **a. の顔認証付きカードリーダーの申込期限が本年 12 月末までと迫っております。** 期限を過ぎてからの申込の場合、見直し前の補助内容（上限、病院 105 万円、診療所 32.1 万円）が適用されることとなります。（次頁図参照）

まだ申込されておらず、かつ経過措置の対象とならない医療機関におかれましては、速やかにお申し込みいただきたく、よろしく願いいたします。

■カードリーダー申し込み期限に関する個別対応

カードリーダーの申込みを12月末までに行いたい意思はあるものの、医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録やカードリーダーの申込み方法がわからないといったケースがあると考えられることから、厚労省に申し入れを行った結果、運用上の個別対応をしていただけることとなりました。

現在、カードリーダーの申込みを行っていない医療機関等に社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）より、申込みを促すダイレクトメール（以下、DM）が送付されております。

同DMでは、12月16日（金）締め切りとしていますが、

・12月末日までの記入日を手書き記載

・できるだけ早期のご返送、遅くとも令和5年1月13日（金）必着

を行うことで特例補助の対象となりますので、よろしくお願いいたします。

また、カードリーダーを申し込んでいないがお手元に届いていない場合、DMを紛失してしまった場合は、

オンライン資格確認等コールセンター

電話番号：0800-080-4583

営業時間：月～金：8:00-18:00、土：8:00-16:00（いずれも祝日を除く）

へその旨をお伝えください。

以上

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し						
<p>○ <u>顔認証付きカードリーダーは、医療機関・薬局に無償提供</u>（病院3台まで、診療所等1台）</p> <p>○ <u>それ以外の費用は、補助を拡充※1</u>（病院向けに補助上限の引上げ・診療所等向けに定額補助の実施）</p> <p>※1 オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込みとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局を対象（上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。）（従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要）</p>						
	顔認証付きカードリーダーの申込時期	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の補助内容		1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助
	①令和3年4月～令和4年6月6日	105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助		
	②令和4年6月7日～	210.1万円 を上限に補助 ※事業額の420.2万円を上限に、その1/2を補助	200.2万円 を上限に補助 ※事業額の400.4万円を上限に、その1/2を補助	190.3万円 を上限に補助 ※事業額の380.6万円を上限に、その1/2を補助	同上	基準とする事業額42.9万円を上限に 実費補助
<p>※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の購入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。</p> <p>※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額</p> <p>※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については、上限額まで実費を補助する特例を実施</p> <p>※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する(補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする)。</p> <p>※ 補助の見直しについて、病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し(補助率は1/2を維持)。診療所・薬局(大型チェーン薬局以外)：経営規模を踏まえ、実費補助とする。大型チェーン薬局：補助基準内にはば収まっていることから、現状を維持。</p>						